

答 申 書

和光市下水道事業運営審議会

1 はじめに

和光市の公共下水道事業は、昭和 56 年に供用を開始して以来、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に必要なインフラとして大きな役割を担い続け、平成 22 年 3 月末での現認可区域に対する整備率は、94.4 パーセントに達している。

「建設」の時代から「維持管理」の時代への転換期を迎えている今日、今後の主施策は経年による施設の劣化・老朽化への対応であり、中長期的な観点から更新計画を推進していくことが必要とされるとともに、市民共有の財産として下水道施設を未来に引継いでいけるよう維持していかなければならない。

下水道事業は、膨大な経費と長い年月を要する先行投資型の事業であり、その事業財源は、国庫補助金を除けば残りはほぼ地方債で賄う構造となっているため、後年度における地方債の元利償還金が経営を圧迫している状況である。この費用負担をすべて使用料に転嫁すれば、極めて高額な使用料設定となり、下水道の普及そのものを抑制してしまうという懸念から、長きにわたって一般会計からの繰入に依存してきたが、その一般会計も長引く景気低迷による厳しい財政状況となっている。

こうした中、市として限られた財源で市民サービスを継続していくためには、下水道事業への繰出金の引下げは避けられない状況である。

こうしたことから、下水道事業としても、使用料の適正化が求められるところである。

このように、市の下水道事業を取り巻く環境が厳しい状況下で、本審議会に対して諮問された。その検討に際し、下水道事業の経営状況など、現在から将来において直面する諸課題を広く視野に入れ、使用者の負担だけにとどまらず、市民全体の公平性及び妥当性の観点から審議を行った結果、次のとおり答申するものである。

2 諮問内容

下水道経営の適正化を図り、且つ、健全で安定した下水道会計を維持するため、「下水道使用料の改定」について、次のとおり使用料改定の方針及び下水道使用料改定案が諮問された。

(1) 使用料改定の方針

- ①使用料の改定時期 平成23年4月1日
- ②使用料の算定期間 平成23年4月から平成26年3月までの3年間
- ③使用料の改定率 19.43パーセント
- ④使用料体系 現行どおりの従量制を基本とし、基本使用料と累進制の併用

(2) 下水道使用料改定案

【下水道使用料基準額(1ヶ月)税別】

用 途	汚 水 排 除 量	《 現 行 》	《 改 定 後 》	《 比 較 》
		使用料基準額	使用料基準額	差 額
一般汚水	10m ³ まで	457円	548円	91円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	1m ³ につき 50円	1m ³ につき 60円	10円
	20m ³ を超え 30m ³ まで	1m ³ につき 55円	1m ³ につき 66円	11円
	30m ³ を超え 50m ³ まで	1m ³ につき 60円	1m ³ につき 72円	12円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	1m ³ につき 64円	1m ³ につき 76円	12円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	1m ³ につき 69円	1m ³ につき 82円	13円
	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	1m ³ につき 74円	1m ³ につき 88円	14円
	1,000m ³ 超える分	1m ³ につき 79円	1m ³ につき 94円	15円
公衆浴場 汚水	1m ³ につき	45円	45円	0円

3 答申について

諮問を受けた「下水道使用料の改定」について、当審議会での審議結果は次のとおりである。

(1) 使用料改定の必要性

現行の使用料は、昭和 56 年 4 月に供用開始して以来、30 年間改定を行っていない。

これまで使用料が著しく高額になるなどの事情から、公費負担として一般会計からの繰入金で賄ってきている。

下水道の会計を健全で安定したものとしていくためには、自主財源である下水道使用料により賄う必要があり、改定は止むを得ないと考える。

(2) 使用料の改定時期

下水道事業の財政事情のみならず、市全体の収支を勘案すると、改定時期を平成 23 年 4 月 1 日とすることは妥当であると判断する。

(3) 使用料の算定期間

日常生活に密着した公共料金としての性格から、安定性を確保しなければならない反面、長期にわたって設定することは予測の確実性を失うことから、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間とする算定期間は妥当であると判断する。

(4) 使用料の改定率

算定期間内に見込まれる不足額を使用料で賄おうとすれば、極めて高額となることを避けた 19.43 パーセントの改定率は妥当であると判断する。

(5) 使用料体系

現行の使用料体系は、従量使用料に基本使用料を併置する方法で、経営の安定性を確保するのに有効で多くの自治体が採用している。

今回の改定では、現行の体系を維持しており、経営の安定には欠かせない方法と判断する。

(6) 使用料基準額

使用料基準額については、現状の使用料体系を維持しつつ、不足額や高額なものにならないようバランスを見ながら、累進での従量制を基に検討されており、一般排水と大量排水とのバランスも考慮されているので妥当なものと判断する。

4 結論

以上、事項別に検討した結果、市からの諮問された改定案は妥当と判断する。

※付帯意見

- (1) 費用対効果を高めるため、水洗化率の向上等普及促進事業を充実願いたい。
- (2) この改定に係る市民へのPRについては、改定の必要性、改定内容など極力分かりやすく周知願いたい。

5 おわりに

和光市の下水道は、整備率・普及率ともに埼玉県内のトップクラスに位置し、衛生的で快適な生活を営むうえで必要不可欠な施設であり、大きな役割を果たしている。

この下水道施設を市民共有の財産として、未来に引継いでいけるよう維持していかなければならない。

厳しい財政状況を反映し、一般会計からの繰入金に頼れない今日、市民の痛みを伴いつつも下水道財政の健全化が必要である。

また、下水道事業は冒頭に述べたとおり、快適な生活を担保するとともに環境保護という観点からも重大な役割を担っている。

今後も、さらなる経費の削減に努力し、市民の理解を深め、期待に応えるよう切に希望し結びとする。

平成 22 年 10 月 14 日

※ 審議経過

平成 22 年 8 月 25 日 諮問・審議

平成 22 年 9 月 30 日 審議

平成 22 年 10 月 14 日 答申

※ 和光市下水道事業運営審議会委員名簿

会 長	長坂 敏史	(学識経験者)
副会長	山田 智好	(市内の公共的団体の代表者)
委 員	今里 一之	(市内で事業を営む法人の代表者)
〃	本橋 淳男	(市内の公共的団体の代表者)
〃	富澤 美代	(市内の公共的団体の代表者)
〃	萩原三枝子	(市内の公共的団体の代表者)
〃	金井 伸夫	(公募による市民)